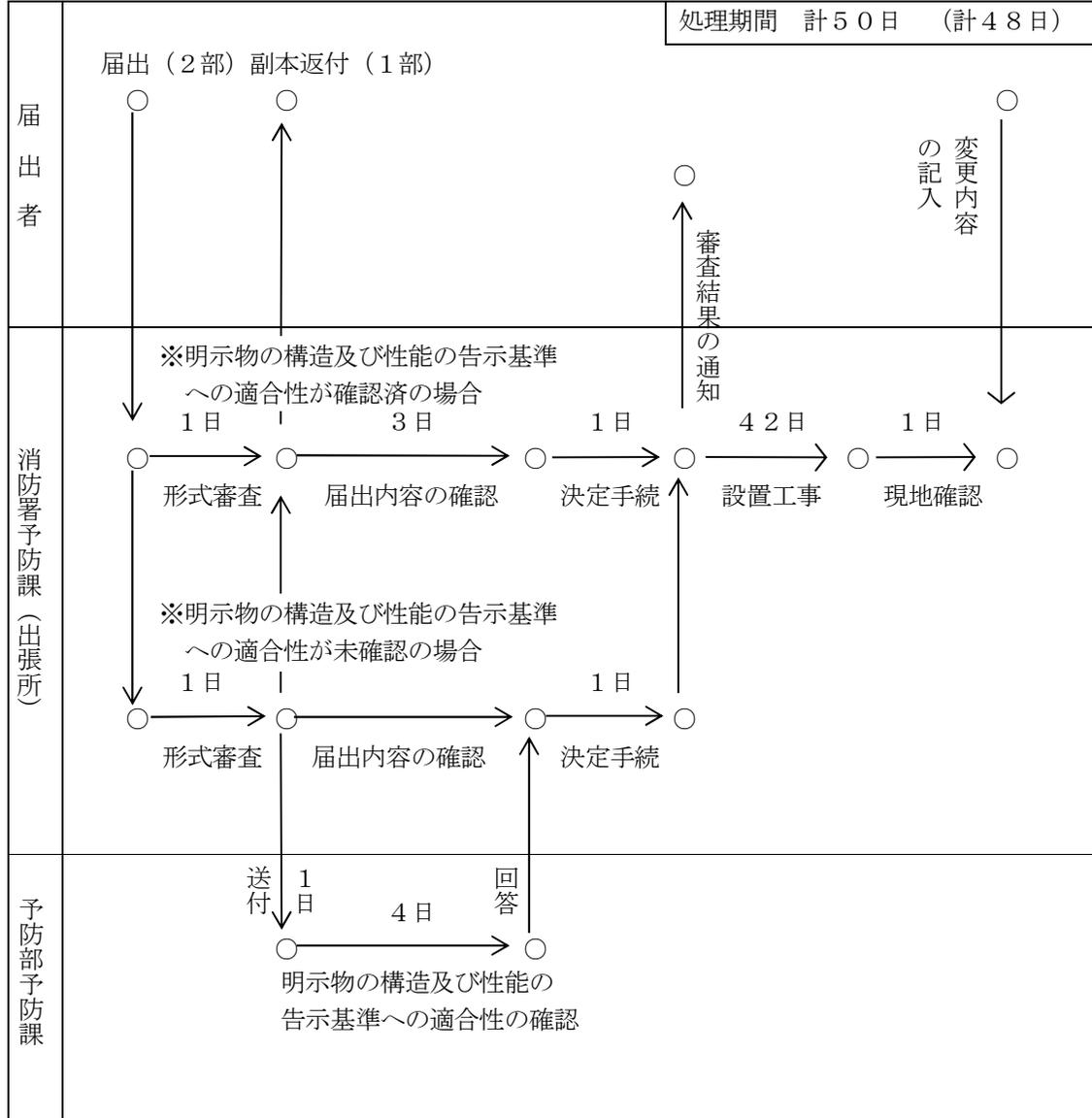


事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部予防課火気電気係 電話 3212-2111

事務名 避難口明示物及び避難方向明示物設置計画書
《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された設置計画書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	副本返付	形式審査で不備がなければ、受付印を押し、届出書のうち1部を副本として届出者に返付します。 なお、事務担当者が不在の場合等で、副本をお預かりする場合があります。
3	届出内容の確認	提出された設計図書により、設置位置、設置方法等が設置に係る技術上の基準に適合しているか確認します。
4	送付	明示物の構造及び性能の告示基準への適合性が未確認の設置計画書は、別記様式(その1、その2)及び添付される明示物の意匠図、構造及び性能に係る試験結果の写しを予防部予防課へ送付します。
5	明示物の構造及び性能の告示基準への適合性の確認	提出された設置計画書に記載された明示物の構造及び性能が告示基準に適合しているか確認します。
6	回答	明示物の構造及び性能の告示基準への適合性の確認結果を消防署予防課へ回答します。
7	決定手続	設置計画の内容確認に基づく指導事項等について決定します。
8	審査結果の通知	指導事項等がある場合は、届出者に電話等で通知します。
9	現地確認	届出者から設置した旨の連絡を受けた場合は、設置計画書のとおり明示物が設置されているかを現地確認します。
10	変更内容の記入	現地確認において設置計画書の内容に変更がある場合は、変更内容を届出者が記入します。